

空き店舗活用補助金の概要と現状



事業仕分け資料(平成30年9月23日)

我孫子市商業観光課

空き店舗活用補助金制度：背景

趣旨

空き店舗の利用及びまちの賑わいづくりのため、空き店舗に出店する者に対し、**予算の範囲内において補助金を交付する。**

事業内容

空き店舗で事業を行うものに対し、**最大100万円（改装費最大40万円、賃借料最大60万円）の補助金を交付する。**

新規出店者を我孫子市が支援します！

我孫子を
盛り上げよう！  にぎわいを
取り戻せ！！

我孫子市空き店舗活用補助金

最大で **な、な、なんと！** 補助

100万円

店舗改装費 最大40万円 / 賃借料 最大60万円
(月額5万円 × 12カ月)



平成28年4月1日から
我孫子地区（我孫子駅南北の
商業地域を除く）も対象エリアに
加わりました。

詳しくは裏面をご覧ください

我孫子市空き店舗活用補助金

☆どんなお店なら補助されるの？

店舗の1階又は1階部分を含めた複数の階を店舗として使用している、商店会の集客及びイメージアップに有効な小売業、飲食業、サービス業その他これらに類し、不特定の人に対して当該店舗において物品の売買、飲食又はサービスを提供することを主とする事業。

ただし、次のものを除く。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業
- ② その他市長が不適当と認める事業

☆補助対象経費と金額は？

- ① 店舗改装費等
内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明等に要する経費が該当します。補助対象経費の1/2相当額（上限40万円）
- ② 店舗（来客用駐車場を含む）の賃借料
敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用は除きます。補助対象経費の1/2相当額（上限5万円）

店舗改装工事の着手前に必ずご連絡ください！

補助金の申請は、店舗改装工事の前に行ってください。申請前に工事着手している場合は対象外となります。店舗改装工事を行う前に必ず我孫子市役所商業観光課へご連絡ください。

☆補助対象者は？

次の要件を「全て」満たすことが条件です。

- ① 開業に際して法律に基づく資格を有し、又は開業までに有する見込みがある。
- ② 2年以上継続して営業することが見込まれ、週40時間以上営業を行う。
- ③ 我孫子市商工会及び指定商店会に入会する。
- ④ 活用する空き店舗の所有者が親族でない。
- ⑤ 市内で営業している店舗から空き店舗へ移転したことで、移転前の店舗を空き店舗としていない。
- ⑥ 暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でない。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体に観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者でない。

☆出店場所はどこでもいいの？

我孫子駅南北の商業地域（下図参照）を除く我孫子市内全域が対象となります。



詳しいエリアについては、商業観光課にお問い合わせください。

【お問い合わせ】
我孫子市商業観光課 ☎04-7185-1475
【商工会・商店会に関するお問い合わせ】
我孫子市商工会 ☎04-7182-3131

ホームページに補助金の交付要綱を掲載しています。

我孫子 空き店舗 補助金

検索

空き店舗活用補助金制度：背景

これまでの経緯

- 我孫子市東部の空き店舗解消を目的とし、平成23年度制度開始
- 平成26年度要綱改正。対象地区に天王台地区を追加。2年間の家賃補助を1年間とし、改装費の補助を追加
- 平成28年度要綱改正。対象地区を我孫子駅前の商業地域を除いた市内全域を対象に。



空き店舗活用補助金制度：概要

「空き店舗」

過去に**営業していた実績**があり、**3月以上営業が行われていない**店舗（大規模小売店舗内のものを除く）で、**1階部分を店舗**として使用し、又は1階部分を含めた複数の階を店舗として一体的に使用するものをいう。

「補助対象事業」

商店会の集客及びイメージアップに有効な**小売業、飲食業、サービス業**その他これらに類する事業。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める営業並びにその他市長が不相当と認める事業を除く。



空き店舗活用補助金制度：概要

「補助対象者」①

空き店舗を賃借して出店する**個人**又は**法人**で以下の要件を全て満たすもの

- ① 開業に資格が必要な場合、当該**資格を有する**又は開業までに有する見込みがあること
- ② **2年以上継続して営業**することが見込まれ、かつ、**週40時間以上営業**を行うこと
- ③ 我孫子市**商工会**及び指定の**商店会**に入会すること
- ④ 出店区域が**我孫子駅周辺**の都市計画法上の**商業地域**ではないこと
- ⑤ 市民税又は法人市民税を**滞納していない**こと



空き店舗活用補助金制度：概要

「補助対象者」②

空き店舗を賃借して出店する**個人**又は**法人**で以下の要件を全て満たすもの

- ⑥ 空き店舗の所有者と申請者に関係性がないこと
- ⑦ 既に市内で営業しているものは、移転により前の店舗を空き店舗にしていないこと
- ⑧ フランチャイズチェーンの場合、申請者が市内在住者であること
- ⑨ 店舗改装費の補助申請を行う場合は、**店舗改装工事に着手する前**で、かつ、当該年度内に改装工事が完了し、補助対象事業を**開始する見込みがある**こと



空き店舗活用補助金制度：概要

「補助対象者」③

空き店舗を賃借して出店する**個人**又は**法人**で以下の要件を全て満たすもの

- ⑩ 店舗を改装しない場合は、補助対象事業の開始前で、かつ、当該年度内に補助対象事業を開始する見込みがあること
- ⑪ 我孫子市が実施する**ほかの補助金、助成金等を受けていないこと**
- ⑫ 暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと
- ⑬ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に規定する観察処分を受けている団体又は当該団体に属する者でないこと



空き店舗活用補助金制度：申請

申請の流れ(店舗改装も行う場合)

- ① **申請者**：「我孫子市空き店舗活用補助金新規交付申請書」のほか必要書類を添えて、申請
 - ② **行政**：審査して起案。決済後「我孫子市空き店舗活用補助金交付決定通知書」を送付
 - ④ **申請者**：改装終了後、「我孫子市空き店舗活用補助金実績報告書(改装等)」のほか必要書類を添えて、申請
 - ⑤ **行政**：審査して起案。決済後「我孫子市空き店舗活用補助金確定通知書」を送付
 - ⑥ **申請者**：「我孫子市空き店舗活用補助金交付請求書」ほか必要書類を添えて、申請
 - ⑦ **行政**：申請額に応じて支払い
- ※ 改装がない場合は、②の決定通知書受領後、半期ごとに家賃の実績報告書を提出



空き店舗活用補助金制度：申請

申請時に添付が必要な書類

- 市民税又は法人市民税に係る納税証明書
- 事業計画書見積書等経費の内訳が分かる書類の写し(店舗を改装する場合)
- 改装前後の店舗の外観・内観の写真(店舗を改装する場合)
- 賃貸借契約書の写し
- 店舗の位置図、平面図
- 住所を確認できるものの写し(申請者が個人の場合)
- 定款又はこれに準ずるもの(申請者が法人の場合)
- 領収書又は支払を証明する書類の写し
- その他市長が提出を求めるもの

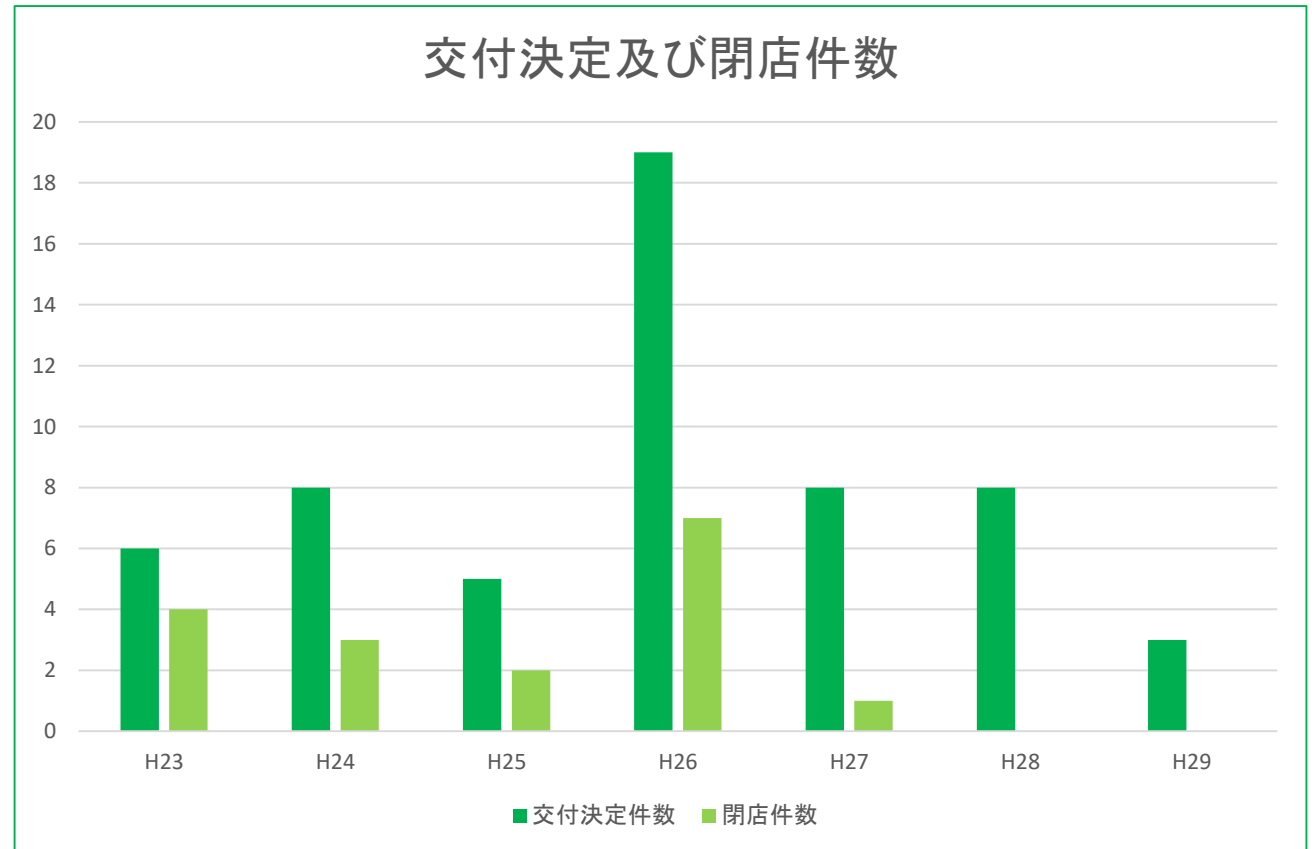


空き店舗活用補助金制度：実績

補助実績(H30.3月現在)

交付決定年度	交付決定件数	閉店件数
平成23年度	6件	4件
平成24年度	8件	3件
平成25年度	5件	2件
平成26年度	19件	7件
平成27年度	8件	1件
平成28年度	8件	0件
平成29年度	3件	0件
合計	57件	17件

※ 平成30年度申請：2件(8月31日現在)



業種 (詳細)	店舗数	うち閉店数 (H30.7月時点)	閉店割合
喫茶店	5	1	20%
中華料理	2	1	50%
ラーメン店	2	1	50%
カレー店	2	2	100%
居酒屋	9	3	33%
その他飲食	3	0	0%
生活雑貨	3	1	33%
その他物販	13	4	31%
美容・理容	4	2	50%
整体・リハビリ サービス	9	2	22%
その他サービス	5	0	0%
合計	57	17	30%

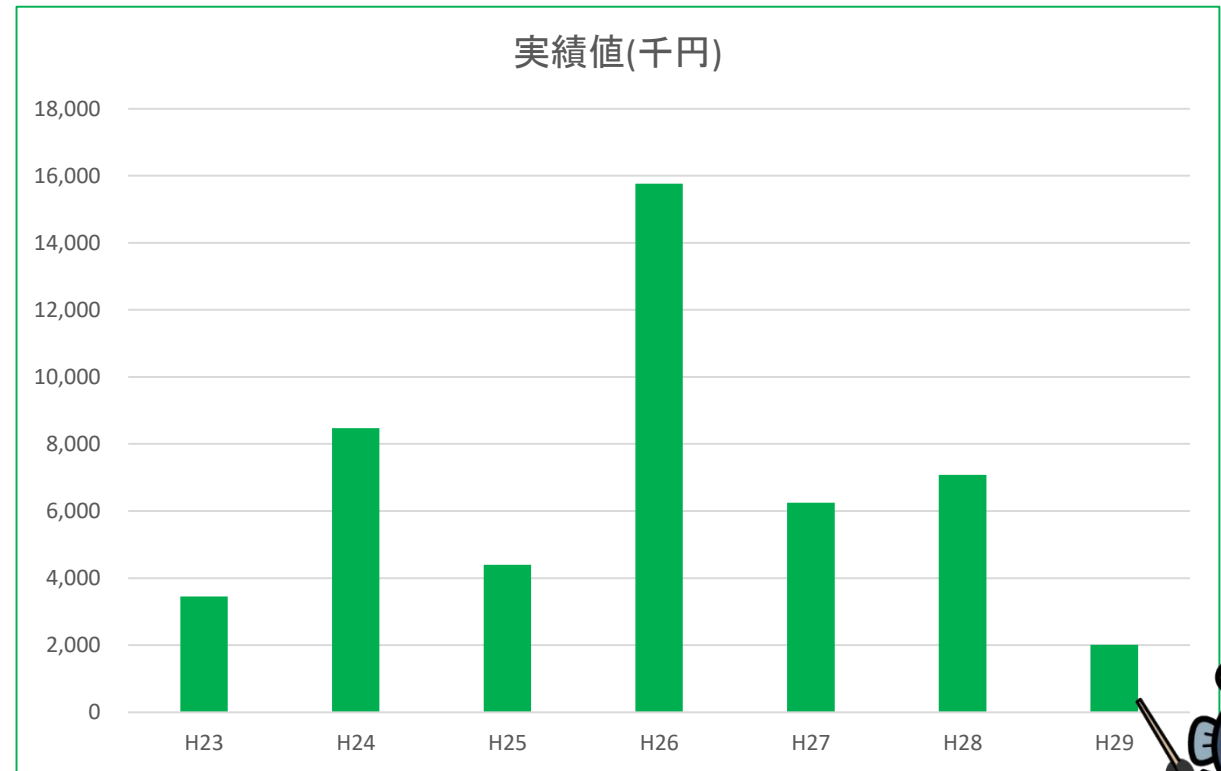


空き店舗活用補助金制度：実績

交付補助金の推移 (単位:千円)

交付決定年度	補助金額
平成23年度	3,448
平成24年度	8,473
平成25年度	4,396
平成26年度	15,762
平成27年度	6,248
平成28年度	7,078
平成29年度	2,012
合計	47,417

※ 平成30年度補助金予定額1,673千円



要綱改正は、H26年度及びH28年度



空き店舗活用補助金制度：過去の推移

千葉県経営支援課の行う「商店街空き店舗数調査」回答から我孫子市分抜粋

	対象商店会数	回答商店会数	調査対象店舗数	空き店舗数	空き店舗率
H25	6	6	178	12	6.7%
H26	6	6	488	53	10.9%
H27	6	6	540	42	7.8%
H28	5	5	554	53	9.6%
H29	実施されず				

※ 対象商店会数は、商店会名簿に記載された商店会のうち30名以上の会員を有するもので、連合会を除く。



近隣市の状況

自治体	名称	対象者	対象地域	対象業種	改装費	上限額	賃借料	上限額	補助期間
我孫子市	我孫子市空き店舗活用補助金	3か月以上賃貸借されていない空き店舗に補助対象となる商業店舗を整備し、事業を開始する個人又は法人。	我孫子駅前商業区域を除く市内全域	小売業 飲食業 サービス業	補助対象経費の1/2	40万円	補助対象経費の1/2	月額5万円	1年間
松戸市	松戸市中心市街地商業事業者誘致促進補助金	3か月以上賃貸借されていない空き店舗に補助対象となる商業店舗を整備し、事業を開始する個人又は法人その他の団体。	松戸駅周辺の商業地域	小売業 飲食業 サービス業	補助対象経費の1/4	100万円	補助対象経費の1/4	1年度最大150万円	2年間
柏市									
流山市	流山市空き店舗活用補助制度	3か月以上賃貸借されていない空き店舗を借りる商業団体又は創業者(市内で新たに創業する又は創業後5年未満のもの)	市内全域	小売業 飲食業 サービス業	補助対象経費の1/2	100万円	補助対象経費の1/2	月額7万円	3年間
野田市	野田市空き店舗活用補助金制度	3か月以上の空き店舗を借りて小売業や飲食業、サービス業などの事業を始める個人又は法人に対して、一定の要件を満たした場合に、家賃や改修費の一部を補助	市内全域 (改装費は中心市街地のみ交付)	小売業 飲食業 サービス業	補助対象経費の1/3	40万円	1年目:補助対象経費の1/3 2年目:補助対象経費の1/4 3年目:補助対象経費の1/6	1年目:34,000円 2年目:25,000円 3年目:16,000円	3年間
鎌ヶ谷市	空き店舗活用補助金	商店街の空き店舗を活用し、店舗を開店する場合、店舗改装費の一部を補助します。	市内全域	小売業 飲食業 サービス業	補助対象経費の1/2	100万円			

空き店舗活用補助金制度：課題

- 補助金の交付が終了してしばらくすると廃業してしまう店舗がある
- 請求の誤りがある(営業時間の変更、事業内容の変更、非対象事業者による申請など)
- 改装費申請は、改装工事契約前に申請が必要であるため、改装費補助を行えないことがある
- 市外在住の個人事業主の場合、我孫子市の税収の向上にはつながらない
- 補助金があるから出店するというよりは、出店しようとしたら補助金が貰えるので申請するという場合が多い(不動産業者及び窓口での聴き取りによる)
- 我孫子市の行う「我孫子市創業支援補助金制度」と制度が一部重複している
(次ページ参照)

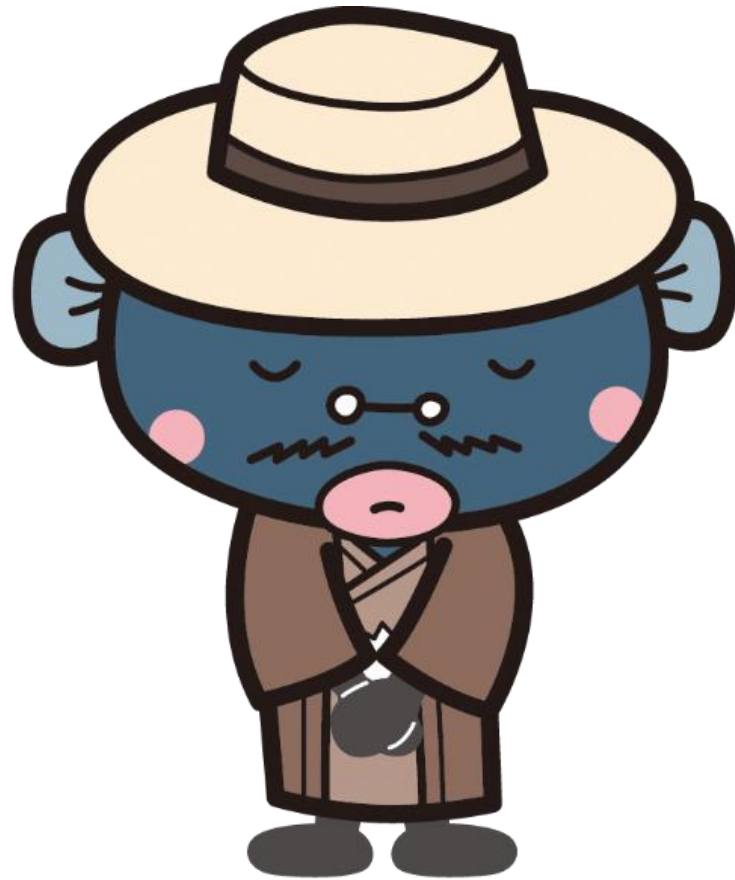
⇒ 今後も制度の在り方について検討を行う。



我孫子市空き店舗活用補助金と創業支援補助金比較表

	空き店舗活用補助金	創業支援補助金
目的	空き店舗の解消・まちの賑わいづくり	産業の活性化・市内創業支援
対象者	個人又は法人。	創業から2年を経過していない個人又は法人で、市が主催する創業塾を受講(年1回開催5日)していること
店舗条件	3か月以上賃貸借されていない店舗	なし
市内居住(本店)条件	指定なし (フランチャイズの場合は、申請者が市内在住の必要あり)	個人:市内在住 法人:本店所在地が市内
商工会・商店会条件	商工会:加入必要 商店会:加入必要	商工会:加入必要 商店会:加入不要
業種条件	飲食業・小売業・サービス業その他これらに類する事業	指定なし
対象地域	我孫子駅前を除く市内全域	市内全域
店舗改装費補助	補助対象経費の1/2又は40万円いずれか低い方の金額	なし
家賃賃借料補助	補助対象経費月額1/2又は5万円 いずれか低い方の金額	補助対象経費月額1/2又は5万円(4万円) いずれか低い方の金額 市域西側4万, 東側5万円
賃借料補助期間	1年間	1年間

ご清聴ありがとうございました



©我孫子市
手賀沼のうなきちさん